

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和3年5月13日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき18・19）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

令和3年5月13日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和2年度の実施状況について
横浜市家庭教育総合情報サイト「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の
開設について

3 審議案件

教委第1号議案 令和3年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第2号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第4号議案 第29期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第5号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員の任命について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長 それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。4月9日の会議録の署名者は木村委員と大塚委員です。会議録につきましては、既に御手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、4月23日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長 【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

市会関係、教育委員会関係の主な会議等とともに、前回の教育委員会臨時会から本日までの報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」令和2年度の取組状況について

○横浜市家庭教育総合情報サイト「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の開設について

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、2点目は「『横浜市立学校教職員の働き方改革プラン』令和2年度の取組状況について」、3点目は「横浜市家庭教育総合情報サイト「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の開設について」報告をさせていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長 報告が終了いたしました。御質問等ございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告いたします。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染症感染状況」でございます。4月22日の報告以降の教職員の感染者が8人、児童生徒の感染者は57人、感染者が発生した学校は合計49校となっています。

なお、5月11日現在、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は122人、児童生徒の感染者は748人で、合計870人、感染者が発生した学校は349校となっています。

下の表とグラフを御覧ください。学校からの報告を基にした学校関係者の感染状況についてですけれども、4月から5月にかけては1週ごとの感染者数の推移は合計数で増加傾向となっています。現在、本市ではまん延防止等重点措置の適用が5月31日まで延長されています。引き続き、市立学校での感染症対策の徹底を継続してまいりたいと思います。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。私からは、「2 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について」を御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。

まん延防止等重点措置の延長を受け、神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえまして、市立学校における教育活動について、その資料でございます1から8の内容を主に対応するように通知してございます。

資料のところの項目名に「継続」と最後に書かれているものにつきましては、重点措置が発令された当初から対応しているものです。延長に伴い継続して実施することになってございます。

延長に伴って新たに通知した項目について詳細に御説明いたします。3ページ「(4) 学校行事等」を御覧ください。

「(4) 学校行事等」につきまして、運動会、体育祭が始まってくる時期になりますので、「ア 運動会・体育祭等の実施について」新たに通知してございます。今後、実施を予定している学校行事につきましては、それぞれの目標や必要性を確認して、年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童生徒や学校の実態に応じ創意工夫をすることとしてございます。

飲食を伴う場合は、校内の給食・昼食実施時と同様、向かい合わせにせず同じ方向を向き、マスクを外す時間をなるべく短くして会話を控えて静かに食べるなどの配慮を行います。

運動会・体育祭等を実施する場合には、密集・密接等を避け、「参観者（来賓、保護者）の検討」、それから、「半日程度にするなどの時間短縮」、「熱中症に留意をしながら極力マスクを着用し、大きな声を出さない」など、感染症対策を徹底いたします。

今度は4ページを御覧ください。「(8) 水泳の授業の取扱い」でございます。水泳授業もこれから開始されますので、「(8) 水泳の授業の取扱い」についても新たに通知しています。スポーツ庁、文部科学省の通知や、児童生徒の学習機会の確保の観点から、各学校において丁寧に健康観察や健康診断を行い、家庭や児童生徒の健康面について共通理解を図った上で、学校の実態や状況に応じて可能な範囲で授業を実施します。

「ア 実施上の留意点」についてですが、各校種1、2年生につきましては、今年度在籍校での水泳授業の実施が初めてで、昨年度実施していませんので、水泳授業の実施が初めてであることを踏まえ、特に健康状態を十分に把握して取り

組みます。

また、プールサイドでは、国の通知に沿って児童生徒間の距離をできるだけ2メートル、最低1メートル確保することや、更衣室の広さが十分でない場合は、教室等の広い部屋を使うなど、ガイドラインに基づき感染対策を講じながら、各学校の状況に応じて水泳授業を実施します。

「イ 施設管理について」ですが、今年度、水泳の授業を実施しない場合でも、施設の適切な維持管理のため、おおむね10月までには清掃・点検を行います。また、教育委員会事務局でプール清掃業務を一括契約している対象校につきましては、変更なく外部業者にて清掃を実施します。

次に、その下、「3 今後の対応について」御説明いたします。臨時休校の際には、各学校と児童生徒がオンラインで双方向の学習に取り組めるよう、現在、次の3点の準備を進めています。

「(1) 学習動画(ロイロノート・スクール)の作成」についてですが、1年間を通して、学習動画とプリント等をセットにした学習動画パッケージをロイロノート・スクールで活用できるように、昨年度作成しました360本に加えまして、春から夏の単元の学習動画を5月11日現在で137本準備いたしました。昨年度準備したのは秋から冬にかけてのもので、春から夏の単元の動画を今回作成、準備しています。5月末には、春、夏の単元の学習動画が合計330本程度作成される予定で、昨年度作成したものと合わせまして1年間を通して使えるものを全学年、全教科等で合計約690本のコンテンツを整えています。

「2 一人一台端末の基本的操作の修得推進」についてですが、臨時休校になり1人1台端末を家庭に持ち帰ることを想定して、一日も早く児童生徒が自分自身で端末等を操作できるように、各学校で基本的操作の修得を進めています。

学校では、タブレット等の機器や、クラウドサービスを利用する際のルールの確認、ロイロノート・スクール、または、Google Workspace for Educationというソフトのログイン操作、それから、学習課題の送受信を行うことなど、基本的操作の練習に取り組めます。その状況について、横浜市教育委員会事務局として5月末に集約します。

「(3) オンライン健康観察の試行」についてですが、感染拡大に伴い、臨時休校のときなどの家庭と学校間の連絡手段を確保することや、児童生徒の健康状況を把握することを目的として、各家庭のインターネット接続状況の把握と併せて、オンライン健康観察の試行に取り組んでいます。

また、ネットワーク接続ができない御家庭について、5月末を目途に、学校と教育委員会事務局で状況を把握し、今後の支援につなげていきたいと考えております。御報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問ございますか。

木村委員

質問一つと意見一つですけれども、まず一つは、水泳の授業ですけれども、大体、これは安全管理とか体制のために、複数クラスの合同とか学年合同でやると思います。そうすると、多分、一斉に休憩になったときに2メートル間隔を開けるというのは取れないと思うのですが、ここら辺の対策とか、あるいは新たな指導法というのは何か考えているのかというのが質問一つと、あと、二つ目のところは、学習動画等々のところですが、これは本当に横浜市進んで、様々な試みをやられていると思います。今後、やはりGIGAスクール構想も含めて、こういったところを充実していく必要があるかと思えます。そこで、本学、横浜国立大学の方では、学長肝煎りで、部局横断、つまり、テクノロジーに優れた理

工学部の情報関係の先生と、教授法、教育法の教育学部の先生が、今タッグを組んでチームワークでスタートしています。やはり、そこからぜひ横浜市中心に、神奈川県域にいろいろなものを広げたいということがありますので、ぜひ利用していただければ嬉しいなと思っています。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。水泳授業についてですが、通知やガイドラインを基に、各学校で一番は児童生徒数、それから施設の状況等に合わせて工夫を、今、準備をしているところだと思います。通知を出してから授業が始まるのは恐らく6月後半だと思うんですが、そこまでに準備を進めていると思います。聞こえてくる工夫の例としましては、学級ごとに行う、その際、指導体制が整うように、指導者をどれだけ確保できるかということも含めて検討していると聞いております。

木村委員

はい、分かりました。去年は確かできなかつたと思うのですが、やはり水の中での安全教育とか、あるいは子どもたちの楽しさを考えたときに、ぜひ良い方法があれば、円滑にやっていただければと思います。以上です。

大塚委員

私の方は、ロイロノート・スクールについてですけれども、一日も早く児童生徒が自分自身で端末等を操作できるようにというのは、すごく大事なところだなと思います。やはり家庭の中の状況が、本当に様々なので、子ども自身がそういう力を付けるというのは、これからぜひ推進していくべきところではないかと思います。

ただ、そのときに、自分に当てはめてもそうですが、操作している最中に、あれも思ったり、そこでストップしてしまったりという、困り感を抱えていってしまう場面というのは想像されるのですが、学校の場合には教育委員会のサポートセンターの方を活用させていただいているのですが、子どもたちに関してはサポートセンターなるものというのは、恐らく、学校対応になっていくのかなとは思っているのですが、そこに関して何か今後のお考え等が、もしございましたらお聞きしたいと思います。質問です。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。何分にも初めて行うことですので、いろいろな課題と、困ることとかというのはたくさん出てくるというのは想定されますけれども、まずは学校で相談していただくという、学校と家庭との連絡ができるようにしておくということ。多く考えられる課題につきましては、教育委員会事務局と学校で相談しながら、「こういう困ることに対してこう対応する」というようなことについては、Q&Aも含めて検討していきたいと考えております。

大塚委員

ありがとうございます。ぜひ子どもたちが実際どういう困り感を持って始まっていくかというところを想像力豊かに考えつつ、取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

中上委員

先ほど、木村委員のお話で、特に動画について、理工学部の情報系と教育学部で連携してチームで対応して、素晴らしい話なんですけども、できれば木村委員にお願いしたいのは、学内でそういう議論の機会があると思いますので、地域貢献のためにも、教育学部は非常に教員養成で優れていますので、ぜひ横浜市の教育委員会にもそのノウハウ等の提供だとか支援をお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

木村委員 喜んで、ぜひ横浜市教育委員会とはタッグを組んで、うまい形で進めていければと学長を筆頭に思っていますので、頑張りたいと思います。

森委員 御報告ありがとうございます。私も同じく4ページ目の「3 今後の対応について」の学習動画の方について質問したいと思います。

全学年、全教科を690本用意されるということで、本当にその御苦労はたくさんあったのではないかと思いますし、まだ残り200本をあと2週間で作成ということですね。大変だと思いますけれども、ぜひよろしく願います。

双方向がどうやってできるかということ去年からずっと議論をして取り組んできていただいて、ここまで来たんだと思うのですが、このロイロノート・スクールの中で、お互い学び合うことということがどれだけできるのかということ質問したいと思っております。今、先生に出せるという状況まで来たと思うのですが、生徒が自分自身が出したものだけではなくて、他の生徒が何を出したのかということを見て学ぶということも大いにあるのではないかと思います。そういったことが今後機能としてできるのかということをお聞きできればと思います。

山本教育課程推進室長 御質問ありがとうございます。教育課程推進室長の山本です。今、御質問がありました点についてですが、子ども同士で自分たちの意見を発表するときに、今までですと一人ひとりが手を挙げて、それを先生が聞いていくというような形だったのですが、このロイロノート・スクールを使うと、それぞれの考えを一斉に提出して、それが画面上に一斉に現れる。それによって、子どもたちも先生も瞬時に見ることができるというような機能もありますので、これから学習の中で、授業の中で、そういったことも通しながら意見交換ができるようになるのではないかと思います。

今それぞれの学校で、まずは基本操作をしっかり学校で教えていくということを中心にやっていますので、臨時休業のようなときには、先生と子どもたちとのやりとりというのが中心になるかもしれませんが、今後の授業の中では、子ども同士のやりとりも、この仕組みを使って行うということも可能になるのではないかと考えております。

森委員 ありがとうございます。今後、いろいろ授業の中で、試していく中で、お互い学び合うということ、ロイロノート・スクールも使いながらやりつつ、臨時休校になったときにもどうできるかということも引き続き考えていただければと思います。

グループワークを今、なるべく控えていると書いてあるのですが、本当ならばそれをすごく先生もやりたいことだと思います。安全を確保しながらと言いつつ、その部分をどう大事にできるか。場合によってはICT機器も使いながらということも含めて、引き続きよろしく願います。

鯉渕教育長 ほかにいかがでしょうか。

特になければ、次の「『横浜市立学校教職員の働き方改革プラン』令和2年度の取組状況について」所管課から御報告いたします。

教育政策推進課担当課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたし
ます。

教職員の働き方改革につきましては、平成30年3月に策定いたしました横浜市
立学校教職員の働き方改革プランに基づき各取組を進めており、毎年この時期に
前年度の取組状況の総括を行い、報告をさせていただいているところですが、こ
のたび令和2年度の取組状況が取りまとまりましたので、御報告申し上げます。

本資料は3部構成となっております。第1に、1枚目上段の水色の四角囲い
になっている部分は全体概要となっております。第2に、1枚目中下段以降、
また、2ページ目までがプランで掲げた達成指標、四つの指標のフォローアップ
となっております。第3が3ページ目以降となっております。こちらが各
種取組の紹介という形となっております。

令和2年度は、皆さま御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によ
り前例のない種々の対応が生じるなど異例な1年となったため、例年どおりの指
標の前年度比較というのは、やや難しいのではないかと問題意識の下、学校
現場で昨年度を過ごされた先生方等からも御意見を伺いながら作成をさせてい
ただいたところではあります。

それでは、内容の方に入らせていただきます。水色の四角囲いの部分をまず御
覧ください。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、教職員は自
身や周囲への感染対策、学びの保障への対応や各種行事の運用の検討など、これ
までになかった業務の発生や、心的な疲労の蓄積があった中での勤務が続いたと承知
しております。学校現場におけるこの1年間の教職員の皆さまの様々な御尽力に
敬意と感謝の意を表したく、その旨も記載いたしました。

先ほども申し上げましたが、コロナ禍での前例のない種々の対応が生じたこと
により、例年どおりの指標の前年度比較は困難ではないかと考えてございます。
その上ではあります。各種指標を確認すると一定の改善が見られたとも言える
ところではあります。ただし、「指標③ 健康リスク・負担感指数割合」の量・コント
ロール、すなわち業務の量やコントロールが自分でどれだけ自律的に決められた上
で仕事をしていけるのかという指標でございますが、そちらがこれまで全国平均よ
り高い値であるなど、他律的な業務の増大による負担感は増した1年であったと
考えられます。

このような中、横浜市として推進してきた各種の取組がコロナ禍でも教職員の
働き方の改善に役立ったとの意見を頂くこともできました。

ここでは四つ事例を挙げさせていただいております。職員室業務アシスタント
の配置強化、一括契約事業として開始したプール清掃業務の外部委託、部活動指
導員の一層の活用、最後は、研修がリモート等になったことにより移動時間の節
約につながった、そのような声もあったところではあります。

このようなポジティブな声があった一方で、例えば、学校行事や部活動は中
止、縮小など直接の活動に要する時間が減少した面はあったものの、課された条
件の中で新たな準備をする必要があった、そういった声もございました。

さて、指標の進捗ですけれども、「指標① 時間外勤務80時間超の割合」、教
職員の割合は、いまだ高い数値にとどまっております。今後も実態に係る詳細分
析等、働き方改革の実現に向けて、さらなる取組が必要との認識を本市全体とし
て持つことが重要だというふうに考えてございます。

最後の段落は、令和3年度を見据えての記載となっておりますけれども、感染
症対応に加え、GIGAスクールもいよいよ本格化する、そういったことを踏ま
えまして、例えばICT支援員の効果的な活用なども含め、引き続き管理職のリ
ーダーシップの下、一校一校が着実に働き方改革を進めるとの意思を持ち、取り

組んでいただくようお願いしたいというふうに記載をさせていただきました。

続きまして、各種指標の御説明に移らせていただきます。1枚目の下半分から御覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、本指標については、全校種平均で10%と、達成目標には至っていないという現状でございます。昨年は、新型コロナウイルスによる異例の1年であったということ踏まえ、下の折れ線グラフ、棒線グラフの各月の部分に実際、学校現場でどのようなことが起きていたのかを記載いたしました。

なお、1点ご留意いただきたいことといたしましては、指標の比較という観点では、一斉臨時休業があった春から、反対に例年より短い夏季休業であった夏ごろまでは、前年度との教育活動の在りようがあまりにも異なるため、今回の比較は9月から3月に限った数値を基に行っているところでございます。

ページをおめくりいただき2ページ目を御覧ください。「指標②」でございます。こちらは平日において19時までに退勤する教職員の割合ということでございますが、目標値の70%をおおむね達成しているという状況となっております。

続きまして、ページ中段、「指標③」を御覧ください。こちらは教職員へのストレスチェックを基にした指標となっております。目標値である100未満ということの意味は、全国平均よりも優れているということですが、総合健康リスク、周囲の支援というところは全国平均よりも低く、更に経年変化で見ても改善が見られております。

他方、冒頭にも申し上げましたが、業務の量・コントロールという赤枠囲いにしている部分につきましては、新型コロナウイルス感染症に起因する他律的・突発的な業務の増大により、全国平均よりも高い値になったものと考えられます。

最後に「指標④」を御覧ください。年間で年休を10日以上取得している教職員の割合という指標でございますけれども、今年度は夏季休業が8月3日から16日と、例年より短かったことから夏季休暇に合わせての年次休暇を取得できず、3月末までに10日以上年休取得ができなかった教職員が多かったものと考えられます。

四つの指標についての御報告は以上でございます。

もう1枚おめくりをいただきまして3ページを御覧ください。ここからは、令和2年度に行われた主な取組をまとめているものでございますけれども、時間の都合もございますので、その中から主なものを御紹介させていただきます。

初めに、「春季休業日の変更」についてです。令和3年度は、従来の4月4日までの休業日設定ですと、今年の場合にはうち2日が土日になってしまうということ予期し、昨年度に規則改正を行い、休業日を6日までと変更いたしました。こちらについては、特に異動直後や新任の先生を中心に大変前向きな声を頂いているところでございます。

一つ下、「教職員の業務の精査、アウトソースの検討」という部分でございます。先ほども申し上げました、局一括契約によるプール清掃業務の外部委託をしていく取組や、障害者就労施設の連携強化によるワックスがけ等の軽作業の外部委託の取組を進めているところでございます。

1枚おめくりください。4ページでございます。「チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実」という部分でございます。「小学校高学年における一部教科分担当の導入による学年経営力の強化」、いわゆるチーム学年経営について、令和2年度は新たに53校を指定し、合計85校で取り組んだところですが、令和3年度は更に指定校を拡充し、一層の推進を行っていく予定です。

1枚またおめくりをいただきまして5ページを御覧ください。「学校をサポート

トする専門スタッフ等の配置」についてです。1枚目の総括部分にも記載をいたしました職員室業務アシスタントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により増加する学級担任等の業務をサポートするため、希望する小・中・義務教育・特別支援学校に追加配置を行いました。また、部活動指導員については、令和2年度も引き続き各校で希望するとおりの人数を充てることとし、前年度から317人の増員となっております。

ページをおめくりいただき、6ページを御覧ください。「スクールソーシャルワーカーの活用による福祉的課題への支援の強化」ですけれども、スクールソーシャルワーカーがより学校に身近な存在となるよう、令和元年度32人から令和2年度は43人に増員をしたほか、従来の要請を受けて支援を行う派遣型から、1人のソーシャルワーカーがブロックを定期的に巡回訪問をして支援を行う形に移行をし、支援の強化を図ったところでございます。

続いて、「ICT支援員派遣の充実」についてです。令和2年度は小学校に加えて中学校の推進校も拡充したところですが、令和3年度は更にGIGAスクール等もあることですので、そちらを踏まえまして中学校も全145校に配置を拡充することとしております。

6ページの下段では、「働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進」ということで、持続可能な働き方をテーマに、オンラインと集合のハイブリッド型研修を行ったところ大変好評だったという声を頂いております。

ページをおめくりいただいて7ページでございます。「ICTを活用した業務改善支援」については、家庭と学校の連絡調整について言及をいたしますと、これを紙や電話連絡のみではなく、ICT化することで先生方の事務負担を軽減する取組を進めていこうと考えてございます。

最後、8ページでございますけれども、「eラーニング研修の充実」や、「教職員版フレックスタイム制度の試行実施」等についても記載をさせていただいているところでございます。事務局からの説明は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

説明ありがとうございます。皆さんがいろいろな面で努力されているのが非常によく分かる取組内容だったと思います。

最初の指標で、80時間以上というのを一つ設定されていますが、80時間という、もう過労死レベルかどうかというラインだと思うのですが、例えば79時間だったらこの表には載ってこないわけですね。今、企業は大体45時間という設定ラインだと思うのですが、もう少し時間別で、どこがどの時間なのかということの調査があっても良いのではないかと、80時間だと乱暴かなというような、大ざっぱなラインになっているのではないかと思います。

それと、やはり80時間までやらなければならない業務というのは何なのかということの分析をぜひ報告してもらいたい。80時間を超えてまでどうしてもやらなければならないいけない。いろいろな管理職の承認を得てやっつけらっしゃるのでしょうか、その辺で管理職がまたどのように思っているのかとか、じゃないと、これはやはり過労死レベルまでまだ10%もいるということは、少し心配だなというような気がいたします。

それ以外の取組、良いと思ったことに関しては、どんどん拡充していっているという姿勢は、すごくよろしいかなと思います。あと、逆に、これはもうばっさり廃止しましたというようなことのレポートもいただけたらありがたいと思います。以上です。

佐藤教育政策
推進課担当課
長

ありがとうございます。まず、御指摘をいただきました80時間というのは少し乱暴ではないかということですが、実は、総括部分にも書かせていただきました実態に係る詳細分析が必要だと考えてございます。

おっしゃっていただきましたように、では45時間だったらどうなのか、そういったデータを一つひとつ見ていくとともに、また、それぞれの要因、こちらのデータでも、先ほど当方からは全校種の平均を御説明をさせていただきましたが、校種別にやはりかなりの開きがあるという現状もございます。校種別にどうなのか、どういう担務を持っている先生がどうなのか、そういった詳細の分析をまさにしていかななくてはいけないと考えてございます。

また、ぱったり廃止したというところにつきましては、1点御説明をさせていただきますと、3ページの一番下、市開催行事に関する部分がございますけれども、こちらの令和2年度実績に少し記載をさせていただきましたが、小学校体育大会については、いろいろな議論を学校現場の方ともさせていただきましたけれども、中止という形にさせていただき、これ以降も実施をしないと整理をさせていただきました。

引き続き、スクラップ・アンド・ビルドということかと思っておりますので、しっかりとその考えを持って進めていきたいと思っております。

大木教職員労
務課長

教職員労務課長の大木でございます。勤務時間の管理の80時間超以外の時間のところですが、時間数の詳細は把握しておりますので、業務量との分析を進めながら、しっかりと対応していきたいと思っております。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

中上委員

この取組状況の報告、本当によくコンパクトにうまくまとめられていると思います。先ほどの四王天委員の話とも少しかぶる部分もあるのですが、やはり今年は新型コロナウイルス感染症ということでの対応が、非常に現場の方に負担感があったと思うのですけれども、一方では、区役所だとか他局のイベントを抱えている部局に聞きますと、その部分のマンパワーが逆に必要なくなって、非常に仕事量が減ったというような話もあります。また、行事等も大分工夫せざるを得なかったということも踏まえて、やはり逆に、この際だから行事だとかいろいろな在り方を見直す、僕はチャンスだと思っているのです。ですから、やはり教育だけではなくて、どこも前例踏襲でやりたがるのですが、ただ、あれもこれもというと現場に非常に負担感になりますので、ぜひこれを機会に少しやり方も見直すチャンスと思ってもらいたい。無駄な仕事はないと思っておりますけれども、やはり優先順位をきちんと考えて、今やらなくて良いことは後回しにするだとか、今年は非常時の対応ですので、今年はそれはやめて、来年、再来年のときにもっと濃くやろうよとか、いろいろ創意工夫といいますか見直すチャンスだと思うのです。ですから、そこら辺の取組もいろいろ今の御報告でされているようですので、引き続き、ぜひ、先生方のワーク・ライフ・バランスもございまして、やり方をやはり変えていくという視点をぜひ御指導いただきたいと思っております。以上です。

佐藤教育政策
推進課担当課
長

ありがとうございます。

鯉淵教育長

御意見ということで。

木村委員

今のお二人と重複してしまうのですが、やはり学校、教員は、ものすごい期待値が周りから多い分だけ、その期待値がいつの間に義務になって捉えられているのではないかと、つまり、学校は、教師はこうしなければいけない的なマストとか、決してこんなこととしてはいけない、必ずそれはルール上あるのですけれども、それが別なcan possible的な、やった方が良いよね、やれるよね、までが全部マストになってきているような気がします。ですから、やはりここら辺は横浜市だけではないのですが、やはり教師、学校はどこまでがマスト、ネバーなのかというところを含めてきっちり考えていかないと、多分いろいろなものが全て学校、教員の義務になってきてしまって、それを責任感として感じてしまうと、なかなか働き方改革できないのではないかと思います。やはり学校、家庭、地域、様々なものが、それぞれがお互いに役割分担を認識して協力しなければいけないのに、それが全て学校、先生のくせにとか、やはりそこら辺を少しもう一回、特に横浜市辺りから発信していければと思います。意見です。

佐藤教育政策
推進課担当課
長

ありがとうございます。

大塚委員

では、私も意見と、それから一つお尋ねしたいことがございます。

今、木村委員の方からもお話がございましたが、本当にいろいろな期待を背負って学校現場は動いているな、また、その期待が教職員のモチベーションの高さになる場合もあれば、それから、自分自身が納得のいく授業をしたいというところで、教材研究にかける時間というのは非常に貴重で、その時間をどう自分がこの働き方改革と折り合いをつけるかというところも、お一人おひとりがやはりお考えになっていらっしゃるのかなと思います。

そういう意味で、そういうお一人おひとりの思いをやはり各管理職が受け止め、そして、教育委員会がその働きやすさというところで様々な御提案をされているというところは、現場でもそれを共有しながら改善につなげていくというところで、本当に教育委員会と学校現場が双方向というのが必要なのだと思います。

一つお尋ねしたいと思うことなのですが、少し今のお話とは随分外れてしまうのですが、今日のこのおまとめの中には入っていないのですが、四つの戦略と40の取組の中の一つで、学校をサポートする専門スタッフ等の配置ですが、学校教育事務所による法律相談体制の強化というところがございまして、今どのようにここにまとめられているかと思ったのですが、ごめんなさい、私はそれが分からなかったので、どのような強化が現在図られつつあるかということをお伺いできればと思います。お願いいたします。

鯉淵教育長

誰が答えた方が良いのか、東部学校教育事務所長の方がよろしいですかね。

近藤東部学校
教育事務所長

ありがとうございます。東部学校教育事務所長の近藤でございます。法律相談については、今、各方面事務所に担当の弁護士を配置して、学校からの要請に基づいて法律に関する相談、対応をさせていただいております。

ただ、一方で、方面事務所を通して話をまとめて、それで法律相談の方に持っていくという、そのプロセスが少し手間取るという御意見を頂いて、直接方面事

務所に校長先生に来ていただいて、そこで直接弁護士とやりとりをできるような形で本年度から施行していこうと考えております。以上です。

大塚委員

ありがとうございました。私も現場にいたときなのですが、方面事務所の方とやりとりをする中で弁護士相談の方をお願いしたことがございます。やはりその時の手続きの煩雑さというところで、疲弊している中で、なかなか苦しい状況があったなと思ひまして今伺いました次第ですが、直接のやりとりというところが、本当に学校現場にとっては必要な部分であったなと思ひます。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

森委員

改めて、全体を見てみると、職員室業務アシスタントの配置ですとか、部活動支援員ですとか、プールの清掃など、アウトソースできることは積極的にして、そこを拡充していくということは比較的効いてきているのかという気もしますし、引き続きそれはすごく必要だと思っています。先生が先生としての業務がしっかりと向き合えると良いということです。

いろいろとさらなる分析を進めていただく中で、特に中学校が今、非常に過労死レベルも多いということでもあると思うので、部活動との関係ですとか、あとは、とはいえどもという先生のジレンマ辺りもぜひ私たちにも教えていただければと思います。そうしたいんだけどできない理由というのが、どの辺りというのが、先生の中でもいろいろあると思うのですが、そうした生の声がもう少し知れるとありがたいと思います。

佐藤教育政策
推進課担当課
長

はい、承知いたしました。今の御意見も踏まえて分析を深めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

鯉淵教育長

石川学校教育企画部長の方で何かありますか。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。今のお話に合っているかどうか分かりませんが、学校としましては、一つは子どもたちのためにこうしたいということ、教員自身の、先ほどの教材研究もそうですけれども、できるだけことをしたいということもあって、それについては時間をかければかけるほどより良いものになるケースもありますので、時間外の業務が重なっていくケースもございます。

それと、あと保護者ですとか、地域の方々の期待ですとか、ここまでの伝統ですとか、積み重ねですとか、そういうものについても働き方改革なのでということで、一概にそれを短縮するだとかということが難しいケースもあります。

ジレンマということ言えば、様々な価値があること、やっていること自体は価値があることが多いので、先ほど中上委員のお話にありましたけれども、優先順位というものを付けるのがなかなか難しいケースがございます。

ただ、学校はその中でも、今回、例えば先ほどの運動会ですとかは、地域の方々の要請もあります。保護者の方々のいろいろな期待もございしますが、今のこの状況の中で開催時間を午前中にしてみたりとか、半日開催にしてみたりだとか、つまりお弁当を学校で食べないで給食にして帰すだとかということも含めて、あと、修学旅行ですとか宿泊体験学習みたいなものを、今まで価値があると

ということで、体験させたいということで県外で行っていたもの、農村宿泊等をしてきたものを県内にしてみて、移動時間を短くしてみたりだとか、様々細かいことではいろいろ工夫をしているとは思いますが。ただ、やはり教員のやりがいだとか、それから、様々な方々の期待だとか、そういうものをいろいろ考え合わせたときに、難しいケースもないことはないということでございます。

鯉淵教育長

部活動ガイドラインと、それから更に活動日数を絞っているじゃないですか。その辺のことを一応、部活動のことなどもお願いします。

石川学校教育
企画部長

部活動につきましても同じで、たくさん練習させて子どもたちの力を伸ばしたいという気持ちと、それから、保護者の期待、地域の期待も、それも同じようにあります。ただ、今、ガイドラインの中では、もともとの部活動の本市のガイドラインは、平日は1日お休みを取って、土日はどちらか必ずお休みを取るというガイドラインがございまして、今この状況なので、通常だと本当は平日が4日で休日が1日なので週5日です。ですが、今は週4日になっています。緊急事態宣言のときは、もう少し絞りまして週3日になっていました。

そういうようなことがありまして、そうしますと、学校としましても、やりたいということは当然あると思うし、子どもたちの求めもあるケースもあるのですが、1回休んでみたら子どもたちのためにも、健康のためにも、教員の働き方の上でも、これでもできることで考えていこう、今のこの条件の中でできることを考えていこうというのは少しずつ出てきた、意識が芽生えてきたように思います。その中でも、やはり、部活動の場合は大会もあります、発表会もありますので、なかなか難しいケースはあると思いますが、今の状況でできることを学校は工夫して取り組んでいると考えています。

大塚委員

すみません、どんなジレンマかという話をいただいたのですが、一つ、家庭生活の中でお二人ともとか、お一人とか、保護者が働いていらっしゃる場合、子どもたちが帰宅して、保護者と会ってお話をする時間帯というのが、やはり夕方5時以降とか5時半、6時になったりする場合があります。そこで初めて子どもから、今日実は学校でという話を聞いた場合、いてもたってもいられなくて、電話をしたら留守番電話になっているけれども、学校に訪ねていらっしゃる場合もございまして。様々ですが、教職員のジレンマとしては、やはり初動対応というものがすごく大事で、いかに保護者のSOSを早めに受け止めて、その日のうちに安心する状況に持っていかという、そういったとき、やはりこの働き方改革ということの時間の部分と、それから問題解決のための対応の部分というのは非常にジレンマになって、やはり、どこをどうやりくりとしていくというところというのは、私もそういうジレンマを体験したなと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

四王天委員

もう一つすみません。これらの取組、指標データは、管理職も含めたものになっていますか。

佐藤教育政策
推進課担当課
長

左様でございます。

四王天委員	管理職と、一般の職員とで、もしかしたら大分データに差があるのではないかという懸念が急に生じたので、その辺のところも少し気を付けていただけたらと思います。
佐藤教育政策推進課担当課長	はい、ありがとうございます。
鯉淵教育長	よろしいでしょうか。 それでは、ほかに特になければ次の、「横浜市家庭教育総合情報サイト「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の開設について」、所管課から御報告いたします。
石川学校教育企画部長	学校教育企画部長の石川でございます。「横浜市家庭教育総合情報サイト「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」の開設について」御説明いたします。詳細は所管課長から申し上げます。
須山学校支援・地域連携課課長	<p>学校支援地域連携課課長の須山でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。最初のリード文のとおり、第3期横浜市教育振興基本計画におきまして、家庭教育に関する適切な情報提供の手段として掲げた家庭教育総合情報サイトを5月17日に開設いたします。</p> <p>「1 サイト開設の目的」ですが、保護者が安心して適切な情報の選択ができ、不安や悩みの軽減につながるよう、家庭教育に関する情報を集約し、発信します。「2 主な対象者」ですが、小・中学生の保護者、特に子育てに疑問や悩みを持つ保護者としております。「3 掲載内容」ですが、こちらがホームページの画面上の構成になっております。一つ目が家庭で大人ができることということで、「子どもとの関わり方」や、「小学生ってどんな時期」、「中学生ってどんな時期」という形で説明をします。次に、「家庭教育コラム」ということで、実際に子育てを御経験された方の内容を御紹介します。3点目が「家庭教育Q A」ということで、困ったときのヒントについての考え方について掲載します。最後に、「主な相談先の紹介」ということで、こちらも連絡先も含めて掲載をしていく予定です。「4 本市ホームページ掲載予定場所」は御覧のとおりです。</p> <p>なお、作成に当たりましては、教育委員の森委員、それから発達心理学や教育心理学を専門とする学識経験者からも御意見、御助言をいただきながら作成をいたしました。</p> <p>次に、3ページ「資料1」を御覧ください。こちらのページからが実際にホームページに掲載される体裁になっております。5、6行目のところにあります子どもが豊かに成長するためということ、最初に投げ掛けの解説としては、少し読み上げていきますが、「家庭で子どもの一番身近にいる大人は子どもにとって大きな存在です。でも『大人だから』『子どものために』と、大人がいつも完璧な姿を見せなければいけない訳ではありません」「うまくいくこともあれば、うまくいかないこともあるかもしれません」「たまには子どもと一緒に何かをやってみたり、一緒に笑い合ったり、心をゆるやかにして子どもと一緒に楽しむ、子どもと一緒に育つ」、「子育てをゆったりと楽しむ気持ちで日々を過ごしてみませんか」としています。</p> <p>そして、その次のタイトルで、「家庭で大人ができること」、それから、4ページを御覧いただいて中段にあります「小学生ってどんな時期～子どもを理解す</p>

るポイント～」、そして5ページに「中学生ってどんな時期～子どもを理解するポイント～」ということで続けております。

5ページの下段に、「家庭教育コラム～うちの子育て～」ということで、2名の方に、この掲げているタイトルのおりの表題で執筆をしていただきました。画面上、ここをクリックすると、リンクとなっていますが、そうすると、そのコラムにページが展開されるという形になっております。

続きまして6ページを御覧ください。「家庭教育QA～困ったときのヒント～」でございます。御覧いただいているとおり、ここには学校生活と家庭生活という大きな分類をしまして、QAのQを載せております。こちら画面、御覧になりたいQをクリックするとAが画面上展開されるという構成にしております。

続きまして、7ページを御覧ください。「主な相談先の紹介」でございます。様々な関係の機関を紹介する形になっております。更にこのページも、7ページが一番最後のものが特別支援教育相談ですが、この一番最後の行の右側にリンクという形で、実際の特別支援教育総合センターのページに、これもクリックをすると展開するような構成にしております。

8ページにつきましても相談先の紹介の続きでございます。

次に、9ページを御覧ください。「資料2」でございますが、「サイトQA案」ということで載せております。Qの後にAが載っております。例えば10ページを御覧いただきますと、Qとしては「子ども同士でけんかをしたようだ、どう関わればよいか」のAが説明されていまして、その下に相談先ということで、このテーマで御覧いただいたときに、こういった相談機関、前段で御紹介しました相談先ということで、ここにもつなげていただけるような、そういった構成にしております。

なお、学識等経験者の方から頂いた御助言の中に、こういったAの部分での答え方について、決めつけるような言い方をするのはよくないでしょうと、例えば親子の関係が上手に今っていない状況の方にとってみて、家庭が安心できる場ですと決めつける言い方をしてしまうと、全く真逆のことを言っていることとなりますので、そういった表記は注意していきましょうというような御助言も頂きながら、その部分も注意しながらAの部分については作成をまいりました。

以下、17ページまでQAが続きます。本日は御時間の関係で一つひとつを御紹介できないのですが、御覧いただければと思います。資料の説明につきましては以上でございます。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

とてもいろいろなQAなどもすごく、ああ、そうだ、そうだ、こういうことを知りたいんだというような内容が網羅されていて、とても楽しいなと思っているのですが、例えばQAの中に動画などはないのでしょうか。これは全部テキストだけのものなのでしょうか。

須山学校支援・地域連携課

御質問ありがとうございます。現状では動画ではなくテキストのままの掲載という形になります。

四王天委員

今、須山学校支援・地域連携課長が言い方というのもすごく大事だよというお話されましたよね。その言い方も含めて動画がもしあれば、もっと分かりやすい接し方ができるのではないかと。

例えば、お小遣い欲しいと言われたとき、どのように言ったら良いのかとか、あと、言い方でも、廊下を走るなどと言うより、廊下は歩くものですよという言い方の方が入りやすいとか、そういうことありますよね。最初はこれで良いんですけども、もしバージョンアップするときには、動画などがあって、もう少し分かりやすい、コント仕立てか、ドラマ仕立てか分かりませんが、そういうものもあつた方が分かりやすいかなと、あと、外国の方が見ても動画があつた方がもっと理解しやすいかなというような言い方、少しそんな意見を持ちました。以上です。

須山学校支援・地域連携課長

御意見、どうもありがとうございます。動画につきましては、技術的にも可能かどうかというところを検討してまいりますのと、あと、やはり御覧いただいた方、お悩みを持ったり、何とかここにたどり着いていただいた方だと思いますので、その方が受け止めていただけるような適切な発信の仕方を検討してまいりたいと思います。

さらに、多言語につきましても検討を進めて、来週の月曜日には間に合わないのですが、多言語版についてもしっかりと対応できるように考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

木村委員

大変貴重な取組で重要だと思うのですが、これは先ほども言っていましたけれども、QAのAの方は複数名でやはり考えているんですね。良いと思います。やはり、自分がこれを見てどう感じるか、結構大事なので。例えば僕は多分、言葉が乱暴になってきたと、いつも妻に言われるのは、「あなたの言葉が悪いから」、つまり、やはり子どもにだけではなくて、自分を、親もやはり省みるということも若干入っていた方が分かりやすいかなと思います。「あなたの言葉が子どもにうつる」と言われます。

須山学校支援・地域連携課長

御意見どうもありがとうございます。QAのAにつきましては、様々御意見を作成の段階でも頂戴する中で、やはり一つの答えだけでないことも多いですよということで、どう表記できるか分からないのですが、複数の考え方を提示できるQAがあつても良いのかなと思いますので、その辺も研究してまいりたいと思います。ありがとうございます。

中上委員

今、教育は、やはり学校だけではなくて、家庭、地域、それぞれが総掛かりでやっていかないとなかなか難しい時代になってきているのですが、そういう意味では非常に家庭サイトを作られた意義はあるし、ここまでまとめられた御苦労はあつたと思うのですが、更にそれをお願いで、さっき動画の話もありましたけれども、もう少しビジュアル的に見て、先ほどの働き方改革の報告も非常に分かりやすく、いろいろな写真を入れたり、グラフを入れていました。確かに悩みは様々だから、それを集約するというのは非常に難しいだろうと思います。だから、言うは簡単ですけども、では、お前書いてみるというのは非常に難しいなと思いますけれども、それにしてもやはり親しみをまず持ってもらうという意味からも、もう少しビジュアル的に、活字だけ並んでいても、それで目がくらくらしてしまうので、もっと入りやすく。ただ、報告のように奥が深い。そこから外部のリンクなんかも想定されていますけれども、やはり今NPO、NGO等、非

常に悩みの、民間のサポートもあります。ただ、教育委員会の方向と連携していないようなことだと、保護者が迷ってしまいますのでまた困るのですが。だから、そこら辺の選び方もあるんですけども、もっとリンクをうまく活用して、民間の力も借りながら、一緒になってやっていく。教育委員会だけでこの難しい課題を、親の悩みも含めて解決するというのは非常に大変だと思います。ですから、みんなで行政だけではなくて、民間の力も借りてほしいと思います。

いずれにしても、今の時代新型コロナウイルス感染症のことで最近よく聞くのは、自殺者が少し増えているというのも気になるのですが、大人だって新型コロナウイルス感染症に対して、すごいストレスがたまっているわけですよね。だから、子どもはもっとストレスがたまっていて、いろいろな悩みがあって、親としてどういうふうに対応していったら良いかというのは、今後大事な課題だと思いますので、新型コロナウイルス感染症の関係のQAコーナーなんかも充実していただければと思っています。以上です。意見です。

大塚委員

私も一つは意見で、一つはお尋ねしたいことです。

今、中上委員の方からもお話ございましたけれども、ビジュアルの部分というのが、今、これ配っていただいて、ホームページ実際に見てみたいな、これと同じ状況なのか。やはり自分もいろいろ学びたいと思うときとか、これは大事ななと思うとプリントアウトしたくなったりもします。そういったときにA4サイズの1枚がぼんこの部分、この部分なんて印刷できると、すごく使いやすいという部分があって、大事なものはどうしても自分はまだ紙ベースに頼ってしまうこともございますので、ビジュアルというところはぜひまた今後期待したいと思います。

もう一つ、お尋ねしたいことですが、やはりこのサイトについて、まず知っていただくということが非常に重要だと思います。それに関して、恐らく学校を通してとかチラシ等をお考えかなと思うのですが、ぜひ学校の方は様々なお知らせに関するチラシが大量に、様々な行政の方からとかいろいろな機関からたくさん来ます。それを1日に多いときは10枚ぐらい、子どもたちはそれだけでも半分に折って連絡帳に入れて、へとへとというような状況もあるのですが、本当にこういう取組をお一人おひとりの家庭に見ていただくための発信というのはどんなふうに考えていらっしゃるかお教えてください。

須山学校支援・地域連携課長

御意見ありがとうございます。そして、御質問につきましては、広報の関係になりますけれども、まず、チラシは作成をして学校の方にも周知はしていきたいと思うのですが、それに加え、特に小学校に入学する前の御家庭に、例えば半年前から始まる就学時健診などのお知らせに、そういったことも情報として入れられれば、いわば全世帯にお知らせができるということもあると思うので、子ども青少年局の方の所管の部署とも一緒に考えながら、そういった工夫、御家庭まで届くような工夫を重ねてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

大塚委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

すみません、長くなってしまっているところですけども、大体、こういうQAのQというのは、その人自身が抱えている本当の課題ではない場合が多い、そ

の人の一番最初に出てくる表面の問いであって、実際に本当ならばスクールソーシャルワーカーさんが話をしている中で、これもあってこれもあってと話をしていると、本当の課題は違うところにあったということがあのようなものであるということを前提にしながらも、このQとAを立てていくという難しさというのが本当にあったと思います。おっしゃったとおり、保護者と子どもの関係は本当に様々ですので、これが万能には絶対なり得ないですし、万能のものを作ろうというものを思うこと自体が無理なことですので、その限界を知りつつ、でもできることは何だろうと思ったときに、相談できる場所がまずあるということと、話す中で自分の中の課題が明らかになっていくから、まずは一人で抱えないということのメッセージだけでもまず伝えられれば本当に大きいなと思いますので、今、大塚委員がおっしゃったみたいに、まずは、たどり着いてもらうことだったり、そのメッセージが伝わることというのが大事なかなと思っております。意見です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

ほかに特になければ、次に、議事日程に従いまして、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。

教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第4号議案「第29期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」、教委第5号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員の任命について」は、人事案件のため非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第3号議案から教委第5号議案は非公開といたします。

議事日程に従い、教委第1号議案「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から御説明いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。

教委第1号議案「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」お願いいたします。資料の2ページを御覧ください。

「提案理由」でございます。読み上げさせていただきます。「教科用図書 の 取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和3年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を作成したいので提案する」ということでございます。詳細は所管課長から御説明申し上げます。

根岸小中学校
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。よろしく申し上げます。3ページを御覧ください。

「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」について読み上げます。

「前文」、「教科書は、教育課程の構成に応じて、教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務付けられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和3年度横浜市教科書採択の基本方針を定め

る。」

「1 教科書の採択について」、「(1) 令和3年度は次の教科書を採択する。」「ア 高等学校において令和4年度に使用する教科書」、「イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書」。

「なお、義務教育学校前期課程を含む小学校において使用する教科書は、令和元年度に採択した教科書を令和5年度まで継続使用する。義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

ただし、令和2年度に再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書があるため以下の種目については、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法施行規則に則り手続きを行う。」

「ウ 中学校、中高一貫教育である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において、令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書」。

4ページを御覧ください。「(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書の中から採択する。」

「(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を採択し、採択の変更を行う。」

「2 採択の基本原則」、「(1) 公正かつ適正な手続き」。「文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。」

「(2) 教科書の調査研究」、「教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「(3) 静ひつな採択環境の確保」、「教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働き掛けにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。」

「(4) 開かれた採択の実施」、「基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」

「3 採択の観点」、「教科書の採択に当たっては、『横浜教育ビジョン2030』、『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に示した横浜の目指す子どもの姿が実現するために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。」

「(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。」

5ページを御覧ください。「(2) 『横浜教育ビジョン2030』及び『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に基づく学習活動に適したものであること。」

「(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他特性にかかわらず読みやすい工夫があること。デジタル教材への活用の工夫

があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。」

「高等学校」、「(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。」

「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級」、「(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科の指導計画、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づき、一人一人の障害の状態に応じた指導を行うために適切な内容であること。」

「4 採択の流れ」、「(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて調査・審議を諮問する。」

「(2) 審議会は、教科書の調査研究をした結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。」

「(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。」

「5 調査研究について」、「(1) 高等学校用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」

6 ページです。「イ 学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書」。「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について十分に調査研究を行う」。

「イ 学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「(3) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書」。

「ア 教科書」、「審議会は、教科書に目録に登載された社会科歴史的分野の教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本、令和2年度採択時の答申等の資料により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「イ 学習実態」、「令和2年度に調査した中学校社会科の学習実態を使用する。」

「6 その他」、「基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。」

7 ページを御覧ください。「『令和3年度横浜市教科書採択の基本方針』において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については次のとおりとする。」

「調査項目」、「採択の観点(1)」、「【関係法令】」。「①教育基本法における教育の目標を実現するのによりふさわしい特色がある。」「②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。」「③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、より

ふさわしい特色がある。」

「採択の観点（２）」、「【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】」、「①主体的に考え、問題や課題を解決していく学習課程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。」「②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じて課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。」「③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。」「④『だれもが』『安心して』『豊かに』という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。」「⑤持続可能な開発目標の達成など、よりよい社会の創造の向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。」「⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会のつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。」

「採択の観点（３）」「【体裁等】」、「①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。」「②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。」説明は以上です。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

昨年も教科書採択したばかりですけれども、その採択の方針は基本、同じだと思のですが、３ページ、１のイのところにもありますが、今年も中学校社会科の歴史的分野の教科書について採択の手続きをするということが書いてありますが、どのような手続きになっているのかということと、あと、それが先生だったり学校だったり、このタイミングでもう一回議論するということが、どんな影響があるのか、ということをお聞きできればと思います。

根岸小中学校
企画課長

ありがとうございます。まず、昨年度、採択した時に、中学校の教科書については、４年間使用するというのを決定しております。しかし、今回、特例として、教科書図書無償措置法施行規則によって再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行される教科書がある場合、改めて採択手続きを行うことができるような仕組みになっているということで、今回はその方向で提案させていただいています。

また、採択をすることによって考えられる影響等ですけれども、学校としては、昨年度採択が終わって、新しい教科書を使って年間のカリキュラムの作成だとか、また、授業の研究を進めてきているというような状況にあります。そこで今年度、また教科書を採択し、新たな教科書が採択されるかもというような状況において、もしかしたらそういった今準備しているものを、また改めて準備をしなければならぬという状況が生まれるかと考えております。

中上委員

私は、今回初めて教育委員で教科書採択に携わるのですが、今までの教科書採択については少し勉強してきたのですが、今言われたように特例の部分で、今回こういう方針を出されるということです。去年も各委員におかれては非常に熱心に長い時間かけて、いろいろな視点から議論をされてきたということについては非

常に敬意を表したいと思うのですが、とはいっても、文部科学省の通知にもありますように、やはり公正の確保というのが一番大事だと思うし、教育関係の法令に基づいて検討していくということも、また大事な原則だと思うのです。

特に、これまで横浜市の教育委員会では、教科書の調査を行って、審議会の答申を尊重して、教育委員会の判断、責任において採択してきたという伝統がありますので、そういう意味からも新たな教科書が検定を通ったというのであれば、この手続きもやはり踏まえるのが大事なことかと思えます。

とはいっても、去年から今年は、少し気になるのは新型コロナウイルス感染症の影響で非常に現場の先生方、苦勞されて、教科書が決まって、もう準備も大分進んでいると聞いておりますし、先ほどの報告にもありましたように、動画等も全国の中では非常に積極的な取組もされておりますので、ここに来てまた出戻り感というの、また危惧するところです。今の状況を考えて、平時ではきちっと時間をたくさんかけて、また一からということも議論としてはあるのですが、手続きは調査なり審議会に諮って決めていくのですが、やはり早急な対応を求められているわけです。まだ、神奈川県はまん延防止等重点措置とはいえ緊急事態宣言等でもう全国では、医療ができないような状況になっていますので、現場の先生方に早く子どもたちに学習もきちっと対応できるし、新型コロナウイルス感染症対策もできるというようなことも配慮すると、審議会の御判断ですけれども、なるべく調査も審議会も効率的に、やはりスピード感を持って検討をしていただきたいというのが意見です。この方針については賛成です。

木村委員

前の採択から約1年近く、もう10か月近く経っています。先ほど公正的に判断する、やはりこれはものすごく大事だと思います。ルール上決まっているのだったら、こういった形でもう一回やることもできるのかもしれないけれども、心情的に言うと、何で今さらというのがものすごく強いです。

もう一つはやはり、どういう観点で評価するか。多分、前回と同じような観点で評価すると思いますけれども、この数か月という期間が空いた中で、過去の社会状況とか様々な教育環境の中で決めたことと、またそれと同じ観点で今一つだけ選ぶ、本当にこれで良いのかなという気が私としてはものすごくしています。

ただ、ルール上、あるのであればしようがないのかと思いますけれども、心情的には何か理解できないところが、例えば、僕はスポーツ競技者でしたけれども、競技だったらまずあり得ませんよね、こういうことは。だから、これは質問というよりも心情的な意見ですけれども、少し何か納得できないところがあります。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

大塚委員

もうこの1年新しい教科書を使って子どもたちの学習が始まっているわけですが、そんな中で教員の皆さま方は、授業研究とか、教材研究を、今、本当に新しい教科書の扱いについて引き続き深化させていく、そういう時期を迎えていらっしゃると思っています。木村委員からもございましたけれども、8月までまたその方向性が見えてこなくなるという点では、教育課程の研究委員会等も含めて5月早々から準備を始めていらっしゃるんですけども、その発信内容もどうやっていこうかなということのお困りというのが見えるような思いです。

そんな中で小学校・中学校の学習の連続性をやはり重視した取組というのが、本当に大事にされて、教育課程研究委員会等で発信されているのですが、そこもまたどういうふうになっていくかなという御不安をお持ちではないかなと思いま

す。子どもたちにとってどういう教科書が最善なのかということは、やはり十分に検討して採択を行うということはとても重要で、子どもたち自身も自分たちが使う教科書というのは誰がどのように決めているのかなという、そういうところの興味・関心というのもきっとあると思うのです。そういったところで、文部科学省の方でも通知を出されていて、教科書の採択における公正確保の徹底というところの通知もあって、横浜市もそれを受けて採択を今後やっていくという方向でいらっしゃるということは、子どもたちにとっても大事な部分ではあるのかなと、そんなふうに考えます。意見です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

四王天委員

私もこの話を見たときに、文部科学省の指示といいますか、採択をやってもやらなくても良いよというような、少し曖昧な指示が非常に現場を混乱させるものになっているのではないかと、トップがしっかり方針はこれだと決めていただいた方が、非常に下としては動きやすいものがあるのになという、少しじくじたる思いがあります。

私も木村委員と同じなのですが、やはり企業人として見ると、この前の採択で不採択になってしまったほかの6社のこととか、他社のこともいろいろ考えると、少しどうかなと思います。公平にいろいろなことを幅広く審査する、それでいろいろな機会を与えるということもやはり必要なかと思しますので、この方針で行きたいと思います。

中上委員

すみません、少し単純な質問です。この方針で行くとして、特例で出てくるような教科書は、何部配布されているのか、それはいつ頃来ているのか、そこら辺の何か事実関係があったら少し教えていただきたい。

根岸小中学校
企画課長

今、新たに検定を通った教科書として送付いただいているのは3部になります。時期は4月30日に届きました。

中上委員

この横浜市は非常に大きい都市ですので、調査員の数にしても、また、一般の方に見ていただく、保護者の方にも見ていただく部数にしても3部というのはいかなものかなと思うのですが、いろいろ事情があったのでしょうか、ぎりぎりに来てというところも、何か少し遺憾に感じることもあります。いずれにしても、先ほど繰り返しになりますけれども、平年ベースと違って、今新型コロナウイルス感染症対応で非常に現場が大変なときで、早く方針を決めるのが第一だと思います。ですから、それに沿ってぜひ今後の採択の流れもよろしく願いたいと思います。

鯉渕教育長

展示用はまた、という話もありますよね。正確を期す上で、もう少し補足をしてもらっていいですか。それから、普通はどれくらい来るとかというのがあればお願いします。

前田小中学校
企画課指導主
事

小中学校企画課の前田です。見本本に関しては、公正確保という観点から、文部科学省通知において上限が決められています。この上限以上に送ることは認められていませんが、一応23冊となっております。これを教育委員の皆さまにも読んでいただいたりとか、これとは別に展示会の会場に置くものもあります。まだ展示会会場に見本本は届いておりませんので、今後、届き次第それについて法定

展示会場中心に配置していくということを所管課としては考えております。以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

この件につきましては、いろいろと心情的にとか、御意見がございましたが、新たに教科書が検定に通ったということで、手続きを経るべきではないかという原案になっております。教委第1号議案につきましては、委員の皆さん方からの御意見もこの方針そのものについてはそういうことでよろしいのではないかというのが多かったように思います。そういうことを踏まえまして、教委第1号議案につきましては、原案のとおり承認していただくということでよろしいでしょうか。木村委員もよろしいでしょうか。

木村委員

はい。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第2号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」所管課から御説明いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長石川でございます。教委第2号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、資料でございます。2ページを御覧ください。

「提案理由」でございます。読み上げさせていただきます。

「高等学校において令和4年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書及び中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する」というものでございます。詳細は所管課長から申し上げます。

根岸小中学校
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。3ページを御覧ください。3ページ以降は諮問文になりますので読み上げます。

「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」、「次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。」

「1 高等学校において令和4年度に使用する教科書」、「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書」。「なお、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。ただし、令和2年度に再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになった教科書があるため以下の種目については義務教育小学校の教科用図書無償措置法施行規則に則り手続きを行う。」「3 中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書」。

4ページを御覧ください。「理由」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教

育内容が組織排列された教科の内容が排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務付けられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。よって、横浜市教育委員会は教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり『令和3年度横浜市教科書採択の基本方針』を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きの下、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について『横浜市教科書取扱審議会』に対し調査・審議を諮問する。」

「1 高等学校用教科書」、「(1)教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。」

「(2)学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。」

「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書」。

「(1)教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行うこと。」

5ページを御覧ください。「(2)学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。」

「3 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書」。

「(1)教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された社会科歴史的分野の教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本、令和2年度採択時の答申等の資料により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「(2)学習実態」、「令和2年度に調査した中学校社会科の学習実態を使用する。」

「4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたり、ふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。」

「5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。」説明は以上です。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ教委第2号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了しました。
事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

では、まず要望書についての御報告となりますけれども、5月10日に1団体から教科書採択に関する要望書が2件提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆さまには、内容の御確認をよろしくお願ひします。

次に、日程ですけれども、次回の教育委員会臨時会につきましては、5月27日木曜日の午前10時から開催する予定となっております。

また、次回の教育委員会定例会は、6月11日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。

鯉渕教育長

皆さま、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、5月27日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月11日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願ひます。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第4号議案「第29期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第5号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時42分]